

滋賀県依存症総合対策計画の策定について

1 これまでの対応の経過

○ アルコール健康障害対策(県計画:努力義務(策定済(H30~R5)))

平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、平成28年5月に国においてアルコール健康障害対策推進基本計画が策定された。

アルコール健康障害対策基本法では、都道府県は国の基本計画を参考にしながら、都道府県の実情に即した計画を策定するよう努めなければならないと規定され、本県では、平成30年3月に「滋賀県アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、アルコール健康障害対策推進連絡会議とアルコール健康障害対策推進会議において、施策の達成状況を把握・評価し、計画の適切な進行管理を実施してきた。

滋賀県アルコール健康障害対策推進計画の計画期間は2023年度までのため、見直しが必要となっている。

○ 薬物依存症対策(県計画:義務なし(未策定))

本県では、平成31年3月に策定された「滋賀県再犯防止推進計画」の中の一部に再犯防止に係る薬物依存症対策も盛り込み、依存症対策事業を計画的に取り組んできており、滋賀県再犯防止計画はR5年度見直しの予定となっている。

平成31年11月「薬物依存症支援ネットワーク連絡会」を設置し、大津保護観察所、精神保健福祉センター、健康福祉政策課、障害福祉課が事務局となり、県内薬物依存症支援に関わる関係機関が情報共有を図り、連携していくことを目的として、年間3~5回の事務局会議と、年間3回程度連絡会を実施している。

○ ギャンブル等依存症対策(県計画:努力義務(未策定))

平成31年4月に国がギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定し、都道府県計画の策定を努力義務としたことなどから、本県のギャンブル等依存症対策推進計画の策定が必要となっている。

令和2年12月「滋賀県ギャンブル等依存症対策推進連絡会議」を設置したが、コロナ禍により会議の開催を見送った。

○ その他

令和元年5月にWHO(世界保健機関)において、ICD-11(国際疾病分類第11版)にゲーム障害が精神疾患の一つとして位置付けられた。

本県においては、令和2年度にゲーム依存、ネット依存に係るリーフレットを作成、令和3年度にゲーム依存・ネット依存に関する意見交換会を開催している。

○ 依存症相談拠点の指定、依存症治療拠点機関・専門医療機関の指定

	相談拠点	治療拠点機関	専門医療機関
アルコール依存症	精神保健福祉センター・保健所	精神医療センター	精神医療センター
薬物依存症	精神保健福祉センター	精神医療センター	精神医療センター
ギャンブル等依存症	精神保健福祉センター	精神医療センター	精神医療センター

依存症専門医療機関・治療拠点機関・相談拠点の指定・設置を行っているが、専門医療機関や相談拠点の拡充が課題となっており、関係機関連携のもとで、依存症に対する総合的な対策を講じていく必要がある。

【参考:国・依存症対策総合支援事業実施要綱で示されている「相談拠点」設置にあたっての留意事項】

(ア)依存症相談員の配置

(イ)アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の依存症関連問題に関する相談窓口の明示、周知

(ウ)民間団体を含む関係機関との連携体制

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

- ① アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項の規定及びギャンブル等依存症対策基本法第 13 条第 1 項の規定による都道府県計画を一体的な計画として定めるとともに、再犯防止推進計画のうち薬物依存症関連も含めた滋賀県における依存症対策の方針を明らかにする基本計画とする。
- ② 「滋賀県保健医療計画」、「滋賀県障害者プラン 2021」、「健康いきいきー健康しが推進プランー」、「滋賀県再犯防止推進計画」、「滋賀県自殺対策計画」の趣旨を踏まえた計画とする

(2) 計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とする。

※本計画は、滋賀県保健医療計画の精神疾患と連携したものであり、大もとである保健医療計画と整合性をとったことから6年間とする。なお、国の基本計画や動向、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

3 改定・策定のポイント(現時点で当課が想定している内容)

依存症の基本認識である、「依存症は誰でも可能性があること」「回復できる病気であること」は、依存症全般に共通したものであり、県民が依存症等について正しく知り、必要な支援につながり、安心して暮らすことができる社会を目指す上で、一体的に進めることは効率的かつ効果的に進めることができるものと考え、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症を含めた「滋賀県総合対策計画」を策定する。

① アルコール健康障害対策

- ・ 国の第 2 期計画(令和3～令和7)の内容を踏まえた発生予防、進行予防、再発予防に係る相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の充実

② 薬物依存症対策

- ・ 再犯防止のみならず、薬物依存全般に係る発生予防、進行予防、再発予防に係る相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

③ ギャンブル等依存症対策

- ・ ギャンブル等依存症に係る発生予防、進行予防、再発予防に係る相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備
- ・ びわこボートレース局と連携した取組の強化

(※)滋賀らしさとして想定している内容

- ・ アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症の幅広い依存症に対する総合対策として策定(他県の例としては、埼玉県)
- ・ アルコール依存症対策で進めてきた医療・保健・福祉などの相談、治療、回復支援に至る支援・連携体制を薬物依存症やギャンブル等依存症に横展開
- ・ びわこボートレース局と連携した取組

4 経緯・今後のスケジュール

令和5年6月 16 日～7月 13 日

令和5年6月 31 日

令和5年9月 19 日

令和5年 10 月6日

令和5年 10 月中旬

令和5年 11 月下旬

令和5年 12 月 14 日 or15 日

令和5年 12 月中旬

～令和6年1月上旬

令和6年2月中旬

令和6年3月上旬

令和6年3月下旬

依存症関係機関連絡協議会、各依存症部会 進め方、骨子案検討
精神保健福祉審議会 進捗報告

各会派説明

常任委員会報告(骨子案)

素案の庁内および協議会委員・部会員への照会

各会派説明

常任委員会報告(素案)

パブリックコメント

依存症関係機関連絡協議会 最終案意見聴取

常任委員会報告(最終案)

計画完成